

森林環境保全整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負 予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境保全 整備事業（祖 谷山5保育間 伐【活用型】 ）明許	ス 素 ギ 材	生産資材 等内訳書 のとおり	m ³ 1,500	—	請負金額 円也 （うち取引に係る消 費税及び地方消費 税の額 円也）	徳島県三好 市東祖谷古 味 祖谷山国有 林5林班い 小班	山 元 最 終

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。
請負予定金額欄の（ ）部分は、請負者が課税事業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和8年3月17日

3 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回 以 内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与品

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1) 請負者は、森林作業道により素材の搬出作業を行う場合は、請負者の責において適宜、当該森林作業道の水切り処理を行い、異常気象等による森林作業道及び林地における被害の未然防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、林道端、流出のおそれのある箇所、法令で制限される箇所等集積された末木、枝条等の処理にあつては、山元へ逆送する等して、事業実行上、支障のない場所へ移動しなければならない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書並びに 令和 7 年 4 月 11 日に交付した 国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書及び四国森林管理局製品生産事業請負仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 徳島県徳島市川内町鶴島239番地 1
分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 一 村 道 明 印

請負者 住所
氏名
印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合

請負者 □□□□□□共同事業体
代表者 住所
氏名
印

構成員 住所
氏名

生産資材等内訳書

<伐倒対象資材：立木>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m ³)	立 木 単材積 (m ³)	本 数 伐採率 (%)	備 考
5 い	62	スギ ヒノキ 計	15.19 15.19	6,650 6,650	2,751.33 2,751.33	0.41	34	保育間伐【活用型】
合 計		スギ ヒノキ 計	15.19 15.19	6,650 6,650	2,751.33 2,751.33			

<集材対象資材：立木（請負予定数量：素材）>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m ³)	請 負 予定数量 (m ³)	備 考
5 い	62	スギ ヒノキ 計	15.19 15.19	6,650 6,650	2,751.33 2,751.33	1,450 1,450	胸高直径12cm上
5 い(道)	—	スギ ヒノキ その他 計	0.60 0.11 0.71	272 38 310	108.71 2.52 111.23	50 50	森林作業道 作設支障木
合 計		スギ ヒノキ その他 計	15.79 0.11 15.90	6,922 38 6,960	2,860.04 2.52 2,862.56	1,500 1,500	

作業工程等内訳書

作 業 工 程 等		単位	作業工程等別数量	作 業 方 式	備 考
林 内 作 業	全 木 伐 倒	m ³	2,863	人 機 併 用	数量は、立木材積 ※小数以下は四捨五入
	集 造 材	m ³	1,500	機 械 使 用	数量は、請負予定数量
	山 元 巻 立	m ³			
	施設等維持修繕 (0.45 m ³)	h	20		
林 外 作 業	山 元 ・ 最 終 積 込	m ³	1,500		山元積込・最終積込の計
	トラック運材 1	m ³	1,000	8 t トラック	平均運材距離 27.5 km 【物部森林ストックヤード】

※平均運材距離は、片道の距離である。

(生産完了検査場所別数量内訳)

生産完了検査場所	単位	生産完了検査場所別 請 負 予 定 数 量	生産完了地点	備 考 (販 売 方 法)
山 元	m ³	0	山 元	一般競争入札等
最 終	m ³	500	山 元	産 物 販 売 委 託
最 終	m ³	1,000	最 終	製品システム販売
合 計		1,500		

※各生産完了検査場所別請負予定数量は、発注者の指示により変動することがある。

特 記 仕 様 書

1 発注者は、事業の完了に当たって、設計図書及び四国森林管理局が定める製品生産事業請負監督・検査要領の検査基準に適合していると認めたときは、合格と判定する。

2 請負者は、発注者が国有林材の供給調整を行う必要があると認めたときは、国有林材の供給の時期及び数量の調整に関して、可能な範囲で発注者に協力するよう努めるものとする。

3 技術提案

(1) 請負者は、提出した技術提案書（別紙）の評価項目事項を確実に履行しなければならない。なお、発注者は、請負者の責めに帰すべき事由により技術提案に不履行があると認めたときは、請負金額の減額又は損害賠償請求を行うことがあるほか、技術提案の履行状況が評価した水準に満たないと認めたときは、請負事業成績評定の採点において評価項目ごとに3点を減ずるものとする。

(2) 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で利用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(3) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業の実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

4 技術改革等

請負者は、事業完了後、検査実施時までの間に、自ら請負事業地において実施した技術改革等に関する取組の実施状況を発注者が定める様式により、提出することができる。

5 森林作業道

(1) 新設・既設森林作業道の修繕

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第15条によるほか次のとおりとする。

① 稼働時間管理

・日々の作業開始及び終了時に建設機械に装備されたアワーメーター等の表示数値を目視確認できるよう撮影すること。また、発注者が別に定める様式に修繕の記録を記載し、写真とあわせて監督職員に提出すること。

修繕した記録は、新設路線、既設路線で分けて記載すること。

② 写真管理

・出来形が確認できるものとし、同一位置から作業の着手前・実行中・完了後を撮影して、整理編集の上、監督職員に提出すること。

・使用機械は、機種確認ができるよう撮影すること。

・被写体には、日付・作業内容・作業場所を記載した表示板を添えること。

・表示板が入っていないもの又は不明瞭なものは、台紙に必要事項を記載す

ること。

- ・撮影した写真は、新設路線、既設路線で分けて整理編集すること。

(3) 作業内容

・既設路線の拡幅については、四国森林管理局製品生産事業請負仕様書森林作業道作設標準例に基づき、幅員を 2.5m から 3.0m にすること。拡幅により発生する切土については、路盤全体に盛土を行い、十分に締め固めること。

拡幅により、残土が発生する場合は、監督職員の指示によること。

・既設森林作業道に発生している崩土については、取り除き、路盤に敷き均しを行い、十分に締め固めすること。

・路面整正は、安全に通行できる程度に不陸部分を均すこと。

・新設路線の修繕は、集中豪雨等やそれに準ずる状況の修繕を行ったときに支払いし、通常の維持管理の修繕は支払いしない。

6 伐倒

四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第 12 条に基づく、列状間伐の列幅及び列の取り方については、1 伐 2 残または 1 伐 3 残とし、間伐材積率 30% 程度とする。また、搬出困難区域については、同条に基づき実施すること。

7 生産性向上

- (1) 製品生産事業請負実行管理基準（5 管理項目及び方法(2)(b)ア(ア)①)で定める黒板については、小黒板情報の電子的記入を行うことができる。

8 山元巻立

山元巻立については、製品生産事業請負標準仕様書第 33 条及び四国森林管理局製品生産事業請負仕様書第 16 条によるほか次のとおりとする。

- (1) 巻立数量については、生産資材内訳書に記載している数量とする。
- (2) 巻立を行う素材の規格については、低質材とし、径級 8cm 上、長級は監督職員の指示とする。
- (3) 桎の積み上げの高さは、原則 2.0m 以下とし、やむなく 2.0m を越える場合は、安衛法別表第 18 第 15 号に掲げるはい作業主任者を選任し、その指揮により作業を行うこと。
- (4) 請負者は、巻立が完了した場合は、監督職員に報告し数量検査を受けること。

9 諸法規の遵守

- (1) 請負者は、保安林内作業行為、国定公園にかかる行為、道路の占有等について、県知事同意の範囲内で作業を行うこと。なお、やむを得ず同意の範囲を超えるおそれのある場合は、発注者に対して、県知事との再協議を求めること。
- (2) 請負者は、国県市町村道において、道路使用許可を必要とする行為を行う場合は、管轄する警察署において、道路使用許可申請の手続きを行い許可を得ること。また、許可後は、道路使用許可証の写しを発注者に提出すること。
- (3) 請負者は、林業用機械で国県市町村道を走行する場合は、ホイール型及び道路運送車両

の保安基準に適合した機械とし、大型特殊自動車としてナンバーを取得、小型特殊自動車免許または、大型特殊自動車免許を取得していること。

10 無人航空機の飛行

請負者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」（四国森林管理局 HP 参照）を発注者に提出するとともに、無人航空機を飛行させるために入林する場合の注意事項について遵守すること。

11 一括発注及び混合契約

(1) 末木枝処理の取扱いについて

- ① 混合契約においては「立木入札案内書の特約事項（作業上の留意事項）第 6（末木枝条等の処理）」により処理を実施すること。
- ② 一括発注においては、特約事項により処理を行うこととするが、その具体的な処理方法については事業実施前に監督職員及び森林官と事業主または現場代理人との間で指示承諾書を取り交わすこと。

(2) 事業地面積の確定

搬出方法について車両系搬出作業による場合、森林作業道の線形が実行段階でないと確定しない状況から、地拵面積及び植付面積等が確定されていない。このことから、当初契約時は概算による面積とし、搬出完了後に面積を確定し、変更契約を実施することとする。

12 契約時における安全指導

請負者は、発注者が行う契約時の安全指導を受けること。

請負者は、発注者が手交する「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」を遵守し労働災害防止を図ること。

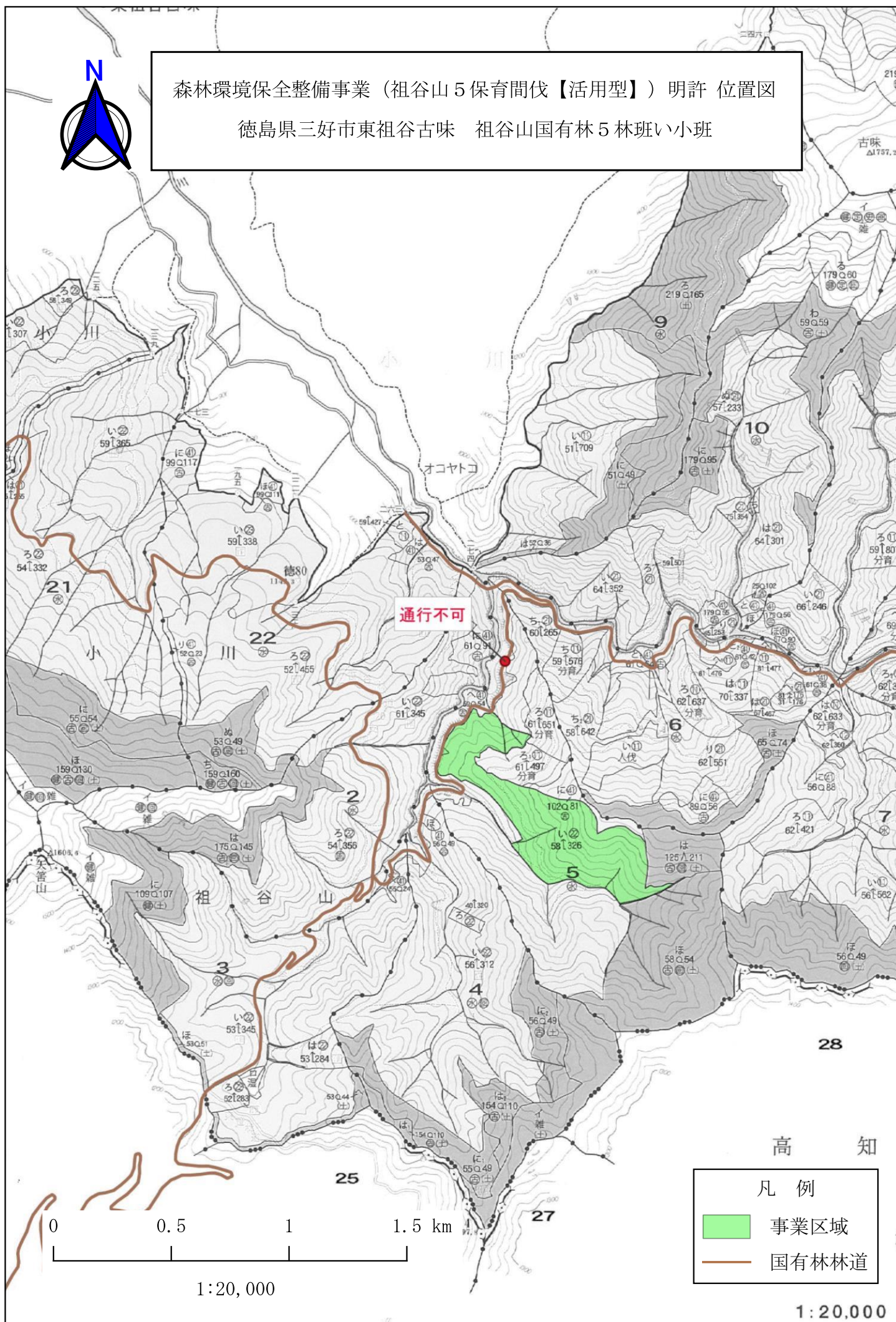
13 事故報告書

製品生産事業請負標準仕様書第 21 条に基づく事故報告については、以下のとおりとする。

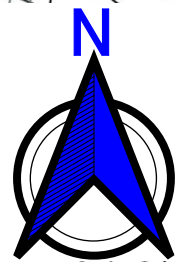
- (1) 請負者は、事故及び労働災害が発生したときは、速やかに（原則として災害が発生した日）事実関係が明らかな範囲で発注者に報告すること。
- (2) 休業が 4 日以上の場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 23 号）の写しを発注者に提出すること。
- (3) 休業が 4 日に満たない場合は、労働安全衛生規則第 97 条第 2 項の規程に基づく労働者死傷病報告（様式第 24 号）の写しを発注者に提出すること。
- (4) 重大な災害（死亡災害等）が発生した場合は、災害にかかる現地調査等を行うことから、請負者は調査に協力すること



森林環境保全整備事業（祖谷山5保育間伐【活用型】）明許 位置図
徳島県三好市東祖谷古味 祖谷山国有林5林班い小班



森林環境保全整備事業（祖谷山5保育間伐【活用型】）明許 位置図
徳島県三好市東祖谷古味 祖谷山国有林5林班い小班



- 凡 例
- 事業区域（保育間伐）
 - 存置対象区域
 - 除外地
 - 一般公衆用道路
 - 国有林林道
 - 既設森林作業道（ホイールタイプ）
 - 既設森林作業道（クローラタイプ）

